附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十一条の次に一条を加える改正規定、第十二条、第十三条の六第三項、第十四条第一項、第十八条第四項、第二十二条及び第三十一条の改正規定並びに附則第二条第一項の規定　平成二十五年十月一日

二　第五条、第六条第一項及び第十条の改正規定　平成二十七年四月一日

（経過措置）

第二条　附則第一条第一号の規定の施行の際現に存する防火対象物若しくはその部分若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分又は平成二十六年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する防火対象物若しくはその部分における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管のうち、改正後の消防法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十一条の二、第十二条、第十三条の六、第十八条、第二十二条及び第三十一条の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における漏電火災警報器のうち、新規則第二十四条の三の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における無線通信補助設備のうち、新規則第三十一条の二の二の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十八年五月三十一日又は施行の日から起算して二年二月を超えない範囲内において消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）若しくは消防署長が定める日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。

（石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部改正）

第三条　石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号ハ中「第三十七条第一項第四号」を「第四十一条第二号」に改め、同条第三項第一号ハ中「第三十七条第一項第六号」を「第四十一条第四号」に改める。

○総務省令第二十二号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令（昭和四十三年自治省令第二十七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省令

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　平ホース（第六条―第十七条）
第三章　保形ホース（第十八条―第三十二条）
第四章　大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条）
第五章　濡れホース（第三十七条―第四十六条）
第六章　雑則（第四十七条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この省令は、消防用ホースの技術上の規格を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　消防用ホース　消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。

二　平ホース　ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。）をいう。

三　保形ホース　ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。

四　大容量泡放水砲用ホース　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。

五　濡れホース　水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。

六　使用圧　折れ曲がった部分のない状態における消防用ホースに通水した場合の常用最高使用水圧（単位　メガパスカル）をいう。

七　設計破断圧　ホースが破断しない最高の圧力として設計された水圧（単位　メガパスカル）をいう。

八　ジャケット　たて糸及びよこ糸により筒状に織られたものをいう。

九　ダブルジャケット　平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。

（消防用ホースの構造）

第三条　消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。

一　製造方法が適切で、耐久力に富み、かつ、使用上支障のないものであること。

二　良質の材料を使用したものであること。

三　被覆（ジャケットの外面を保護するために、ゴム又は合成樹脂その他外力に対して強度を有する材料により覆ったものをいう。以下同じ。）のないジャケットにあっては、全体にわたり均等に、かつ、しっかりと織られていること。

四　被覆のあるジャケットにあっては、全体にわたり均等に織られ、編まれ、又は巻かれていること。

五　織り等のむら、糸切れ、糸抜け、糸とび、著しい汚れ、ふし、外傷、きょう雑物の混入、よこ糸の露出又は補修不完全がないこと。

六　縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあっては、縦色線又は縦線を有しないものとすることができる。

（内径）

第四条　消防用ホース（大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。

呼称	内径（単位　ミリメートル）
百五十	百五十二以上百五十六以下
百二十五	百二十七以上百三十一以下
百	百二以上百五以下
九十	八十九以上九十二以下